全ト協発第１２７号（環）
平成２２年６月１５日

都道府県トラック協会長　殿

社団法人　全日本トラック協会
会　長　　中　西　英　一　郎

飲酒運転防止対策マニュアルの改訂について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
　平素は、当協会の事業運営等に関しまして格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当協会は飲酒運転による死亡・重大事故が大きな社会問題となったことから平成１８年１２月１日標記マニュアルを策定したところであり、さらに、昨年１１月に策定した「トラック運送事業における総合安全プラン２００９」でも飲酒運転ゼロを目標に掲げております。
　本年４月２８日には、貨物自動車運送事業輸送安全規則等が改正され、点呼時に酒気帯びの有無を確認することとなり、平成２３年４月１日からは、点呼時にアルコール検知器使用が義務付けられることとされております。
　このような中、平成２２年６月４日に開催致しました第９３回交通対策委員会において、標記飲酒運転マニュアルの改訂が承認されました。
　つきましては、本マニュアルを貴協会傘下会員事業者に対し周知徹底をして頂き、貴協会をあげて飲酒運転を根絶するための取り組みを強力に推進して頂きますようよろしくお願い申し上げます。
　なお、併せて会員向けのパンフレットを作成中であることを申し添えます。

敬　具

飲酒運転防止対策マニュアル

平成１８年１２月１日作成

平成２２年６月１４日改訂

社団法人　全日本トラック協会

１．　従業員及び家族に対する積極的な指導･啓発活動の実施(事業者、運行管理者等)

（１）　道路交通法、貨物自動車運送事業法等関係法令や飲酒による影響･弊害等を再確認させるための資料作成･研修等飲酒運転防止教育を積極的に行い、問題意識の共有を図るとともに従業員に必要な対策等の提言を求める。

（２）　飲酒運転を根絶させるため、飲酒習慣や体質改善、勤務時間外の飲酒について事業経営者が手紙等で家族への協力要請を積極的に行う。

（３）　労働組合、従業員との協力体制を強化する。

（４）　ASK(アルコール薬物問題全国市民協会)が実施する飲酒運転防止のためのプログラムを活用する等、職場内に飲酒運転防止意識を浸透させる。

２．　飲酒に関する規制の強化(事業者、運行管理者等)

（１）　勤務に支障を及ぼす恐れのあるような飲酒を禁止する。

- 勤務時間前８時間は飲酒を禁止する。なお、飲酒後８時間を経過すればアルコール血中濃度が必ず平常値に戻るものではないことの指導を徹底する。
  (年令、体質、体調、飲酒量により個人差がある。)
- 勤務中(休憩、仮眠時を含む。)における飲酒を禁止する。

（２）　飲酒運転に関する懲戒処分を強化する。(社内懲戒処分規程の制定･改正等)

３．　運転者の飲酒状況等に係る実態の把握(事業者、運行管理者等)

（１）　管理者による個別面談、自己申告等により個々の運転者の飲酒実態を把握する。また、健康診断結果を積極的に活用する。

（２）　運転者本人の了解のもとに運転記録証明書を年１回取得して飲酒運転経歴が新たに発見された運転者に対しては社内処分を行うとともに厳正な指導を行う。

（３）　飲酒傾向に問題がある運転者を管理者が把握した場合、直ちに乗務停止を行うとともに専門医によるカウンセリング等適切な処置を講じる。
（内閣府ホームページから交通安全対策の飲酒運転根絶対策を参照等）
http://www8.cao.go.jp/koutu/taisaku/inshu/inshu_h20.html

４．　厳正な点呼の実施(運行管理者等)

（１）　出庫時･帰庫時の点呼においては対面による点呼を確実に実施して酒気帯びの有無を報告させるとともに、アルコール検知器を用いて確認しアルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。また、酒気帯びの有無の判断は道路交通法施行令第４４条の３に規定する血液中のアルコール濃度 0.3mg/ml 又は呼気中のアルコール濃度 0.15mg/l 以上であるか否かを問わないものとする。なお、酒気帯びが確認された場合は、(５)による措置をとる。

（２）　対面による点呼が出来ない場合において、点呼を行う場合は、運転者にアルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、点呼時に酒気帯びの有無をアルコール検知器を用いて測定させ、その結果を電話その他の方法(通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に伝送させる方法)で報告させるとともに、アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無を点呼簿に記録する。

（３）　点呼内容を充実･強化する。

- 点呼執行者と運転者との物理的距離(起立位置･足型表示等)の見直しを行

い、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等目視等でも酒気帯びの有無を確認する。

- 乗務前の「飲酒の有無・量・飲酒後経過時間・睡眠状況・体調等」を運転者から自発的に報告するよう改善する。
- 乗務終了後の酒気帯びの有無の確認を徹底する。

（４） 点呼の執行体制を強化する。

- 運行管理者と運行管理補助者との業務に見合った運行管理体制及び連携体制を確立し、厳正な点呼を実施する。
- 照明等点呼執行場所の環境改善に努める。

（５） 酒気帯びが確認された運転者に対しては、乗務禁止を命じる。なお、帰庫時等において酒気帯びが確認された場合は厳正な処分を行う。

５． アルコール検知器の使用の徹底等（運行管理者等）

（１） アルコール検知器を営業所ごとに設置し、必要に応じ携帯型アルコール検知器等を備え置き、又は営業所に属する事業用自動車に設置するものとする。

（２） アルコール検知器は呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものを備え付けるものとし、アルコールを検知して原動機が始動できないようにする機能（アルコールインターロック）を有するものを含む。

（３） アルコール検知器は、常時有効に保持（正常に作動し、故障がない状態）しなければならない。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき適切に使用し、管理し及び保守するとともに、次の基準により定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用する。

① 毎日確認すべき事項（アルコール検知器を運転者に携行させるか、又は自動車に

設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、運転者の出発前に行う。

ア） アルコール検知器の電源が確実に入ること。

イ） アルコール検知器に損傷がないこと。

② 毎日確認することが望ましく、少なくとも１週間に１回以上確認すべき事項（アルコール検知器を運転者に携行させるか、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合は、運転者の出発前に行う。）

ア） 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと。

イ） 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はそれをうすめたものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

（４） アルコール検知器を運転者に貸し出して個々の運転者のアルコール濃度がどの程度の時間経過により平常値に戻るかを自覚させ、アルコールによるリスクを認識させる。

６． 情報提供及び理解を求めるための措置（事業者等）

各事業者ごとの飲酒運転防止対策の実施状況や飲酒運転撲滅のための決意表明等を事業者の社内誌及び各都道府県トラック協会の広報紙に掲載して社内外に理解を求める。